

法制審議会答申から25年、民法改正を求める声明

選択的夫婦別姓制度導入の民法改正案要綱が、法制審議会から1996年2月26日に答申されて、今日で25年となりましたが、法改正されていません。

この間、家族についての考え方やライフスタイルは更に変化し、各種世論調査でも選択的夫婦別姓に賛成が反対を大きく上回っています。また、全国各地の地方議会では、法改正や国会審議を求める意見書が多数決議されています。これらの意見書は各地方自治体の住民から選出された議員が議会の意見として決議したものであり、尊重されなければなりません。さらに、選択的夫婦別姓を求める国会請願は1975年から提出されていますが、国会は45年もの長きにわたり国民の願いに背を向けたままです。請願権は憲法16条に基本的人権の一つとして定められており、基本的人権を軽視することは許されません。

国連の各人権委員会は、民法改正を行わない日本政府に対して度々勧告しています。とりわけ、女性差別撤廃委員会は再三の勧告に従わない日本政府に対し、これをフォローアップの対象として勧告を実施するよう求めましたが、日本政府は勧告に不誠実に対応しています。日本政府が差別撤廃を行わないことは、人権政策に後ろ向きであるということを国際社会に露呈するだけでなく、国連の審査や勧告の制度を形骸化させてしまう恐れがあります。

民法改正の議論は、個人の尊厳や平等といった憲法や条約の理念に沿って見直すことが出発点であったにもかかわらず、そのことが全く蔑にされ、一定の価値観を持つ反対勢力の主張が優先され、法改正が阻まれ続けています。

夫婦別姓訴訟は再び最高裁で審理されることになりました。最高裁が、規定の違憲性のもとより、立法不作為を糾し、国民の基本的な権利・自由を擁護するという「司法の役割」を果たすことを期待しています。

mネットは、選択的夫婦別姓制度導入の民法改正が一日も早く実現することを強く望みます。